様式第6号（第14条関係）

会　議　録

会　議　名		第3回 粕屋町福祉総合計画策定協議会
開　催　日　時		令和8年6月10日（水） 午前・午後　7時　00分から 午前・午後　8時　45分まで
開　催　場　所		粕屋町役場　大会議室
出席者氏名	委　員	萩沢友一、中村幹夫、伴英明、白水比呂志、小西一美、 山田由紀、中山恵美子、金子政彦、長谷川剛、箭内味佳、 萬田郁子、徳重義和、髙岡よしみ、阿部美也子、小野友紀、 吉田純一、安河内達
	職員・職氏名	福祉課長 渋田、高齢者支援課長 筒井、 くらし応援係 久保田主幹、岩﨑主幹、吉田 地域包括支援係 田中主幹 障がい支援係 安河内係長、宮崎、中村 介護保険係 小西係長、真子 シニア応援係 竹之内係長、立石 地域共創課人権推進係 吉永主幹 粕屋町社会福祉協議会 三留
欠席委員（者）氏名		案浦恵美子、久保田伸児、西島聡子、
会議の公開・非公開		■　公開　□　一部非公開　□　全部非公開
会議を公開しない理由		
傍聴人の数		0名
会議資料の名称		現行計画　進捗状況の概要 住民アンケートと現行計画評価の突き合わせ 粕屋町福祉総合計画骨子案

審議会等の内容

【次第】

1.　開会
2. 報告及び質疑、意見交換
   (1)　現行計画の進捗状況について
   (2)　粕屋町福祉総合計画骨子案について
3. 事務連絡
4. 閉会

【質疑・意見】

（現行計画の進捗状況について）

〇安全と安心という言葉が出てきているが、安心が先で安全が後になっている。これに違和感がある。安全は客観的で科学的に確認された状態であり、安心はその安全を住民が感じる心の状態である。安心が先に来て安全が後に来るのは違和感がある。

→おっしゃる通り安全があって安心できると思う。ご指摘の点については、他の計画も含めて検討する必要があると考えている。

○保護司について、保護司は対象者と月に 2 回面接を行うボランティアである。2 年前に滋賀で対象者が保護司を殺害する事件が起きた。面接時に保護司の安全の保障はない。特に女性保護司の場合、自宅での面接は危険である。事件後、公民館や福祉センターを利用しているが、保護司の面接場所を公共施設で確保していただきたい。
→保護司に対しての場所の提供確保については、現在進めている。

○ゲートキーパー養成講座について、人数が増えることは良いが、ゲートキーパーとなった後の活動がされていないと感じる。ゲートキーパーの養成をしたのであれば、活動方法も入れてみてはどうか。
→今回の自殺対策計画では、職員研修で職員が窓口対応できる能力向上に留っており、地域住民への理解促進まで踏み込めていない。次回計画で取り組みを検討していきたい。

○各計画の評価について、毎年 1 回評価を行っているのか。計画期間が 5 年や 3 年あるが、途中での評価も行っているのか。
→全ての計画において必ずしも毎年 1 回評価をしているということではない。今回の評価については、今までの計画を踏まえたところで行っている。

○計画を進めるにしても途中で見直しが必要になる。定期的な見直しをした上で、対策を講じる必要があるものについては対応すべきではないか。
→ご指摘の点については、前向きに検討していきたい。

○障がい者支援において、家族の声をどのように受け取っているのか。家族会が存在しているところもあるが、参加しているのか。家族の声を聞き取る場はあるのか。
→家族からの声を聞くということについて、計画を立てるときに代表の方に参加していただいたりして反映してきた。定期的に意見を聞く機会があるかと言われると、毎年機会を設けているわけではないが、知的障がい者の家族会の総会等にも出席したり、家族からの相談にも随時対応し、現状把握に努めている。

○社会福祉法の一部を改正する法律案が出ており、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充など具体的な内容が含まれている。このような改正と今回の資料の方向性が異なると感じられる。このような改正を理解した上でこの計画を進めているのか。
○関連して述べる。令和 9 年 4 月 1 日から施行される改正法がすでに衆議院を通過している。この計画を実施していく中で、改正法が施行されていくと地域の状況が大きく変化するため、計画の中で変化を捉える視点を持っておいた方がよいのではないか。
→法改正等国の動向との整合性は必要なため、その点も含めて検討する。

○本計画について、各種計画があり、それらを統合するものとして福祉総合計画を策定するという認識でよいのか。この場で議論することは、関係する計画全体なのか。それとも、個別の計画は別の会議で決定するということなのか。
→この協議会では、福祉に関するすべての計画を協議する。

○計画期間は、どのように決めたのか。
→計画期間が３年となっている法定計画もあり、計画期間が５年である地域福祉計

画を６年とし、３年毎の同時期に見直しができるようにした。資料にも記載している通り、社会情勢の変化や法改正があれば、その都度見直しを行うとしている。

〇9 つの計画全てをこの会議で協議することは時間を要すため、優先順位を決め、早急に協議する部分と時間をかけて協議する部分を分けて考えてはどうか。
→次回以降に素案を協議する。素案を作成する際、ご指摘のように施策の優先度を考えるようにしたい。

（粕屋町福祉総合計画骨子案について）
〇52 ページ、「障がい者の自立生活と社会参加支援」のところに「就労支援、雇用促進の推進」とあるが、就労は専門用語的で、雇用促進も何を指すか不明確である。本人の状態によっては仕事ができない方もいるので、一部の方のみを対象にしているかのような印象を受ける。
→就労支援という言葉が専門用語かどうかも含めて検討したい。行政の障がい者雇用のところも評価に上がっているが、実際には施策を整理した上で、障がい者の社会参加を目的とした内容を考えていきたい。

〇「地域での交流・文化・スポーツ活動参加機会の充実」といった項目もあるので、整理する必要がある。

〇粕屋町は高齢化率が 18.3%で、福岡県内で一番低い。若い人が多いため地域のつながりが低く、町内会に加入せず、PTA の加入率も 30～40%となっている。そのため、若い人が多いからこその課題とそれに対する対策が必要ではないのか。
→それらの現状を踏まえ、計画案を作り上げていきたい。

〇社会福祉法改正で介護サービス量の中長期的な推移とサービス提供体制に関わる中長期的な施策が求められている。介護老人福祉施設は 33 床あるが、定期巡回や地域密着型サービスは見込んでいない現状もある。中長期を見据えて計画を立てた方がよい。
→2040 年問題を視野に入れ、2050 年までを見据えて、年齢構成の変化を含めてサービス量を検討していく。障がいについても需要と供給を踏まえて検討したい。

〇ゆうゆうサロンについて、ボランティアの負担感や責任の所在を気にする方が多い。行政が求める内容と住民がやりたいこととのギャップがあるように感じる。求めるボランティア像を明確にして募集した方がよいのではないか。
→ボランティア研修会や定例会等を通じてボランティアの意見や考えも踏まえながら、活動しやすく継続できる環境を考えていきたい。

以上